

集 発 行

北 村 喜 久 則 北村秀 顧問税理士(神田・星野・月岡) 事務所 〒336-0022 さいたま市南区白幡4-1-19 TSKビル5F TEL 048 (866) 9734(代) FAX 048 (866) 8591 http://www.yamatotax.com mail tax@yamatotax.or.jp

コムラサキ

(神無月) OCTOBER

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
•	٠	٠	٠	٠	1	2
3	4	5	6	7	8	9
<i>10</i>	11	12	13	14	15	16
<i>17</i>	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	<i>30</i>
31	٠	٠	•	٠	٠	•

ワンポイント ふるさと納税の申告手続き簡素化

これまでふるさと納税を行い確定申告で寄 附金控除を受ける際は、寄附ごとに自治体の 「寄附金の受領書」が必要でした。令和3年分 確定申告からは手続きが簡素化され、国税庁 から指定を受けたふるさと納税サイトを運営 する特定事業者が発行する「寄附金控除に関 する証明書」の添付で済むようになります。

10月の税務と労

税/9月分源泉所得税の納付 10月11日

税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月15日

税/8月決算法人の確定申告

(法人税·消費税等) 11月1日

税/2月決算法人の中間申告 11月1日

国 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 11月1日

地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分 の納付 市町村の条例で定める日

務/労働者死傷病報告(7月~9月分) 11月1日

務/労災の年金受給者の定期報告

(7月~12月生まれ) 11月1日

務/労働保険料第2期分の納付 11月1日 (労働保険事務組合委託の場合は11月15日)

定の

のほ課

|要件に該当する場合に「相か、親子間などの贈与で一は税方法には、「暦年課税」

い税方法

が続

*できます。 脱時精算課税

精算課税」

を選択すること

年課税

は、

暦

年ごとに

○万円までは基礎控除とし

(1) 贈 財

産個

人 か

5

個

人

0)

贈

与 で は、 1

人

か b

個

11 7 個 人間 P

人 ② 区 そし 分することができます。 個 分 間 だけでい でも ④法人から法人、③法 類 : 課税されますが、)て、個人間での贈 ますので、ここで簡単にそれぞれ課税の取扱いがいところので、この贈与は関いないが、その他にないところの問題は関いて、個人間での贈与は贈 (すると、①個人から個 行 われるものです。 は なく、 ③法人から個 個 八と法・ の 四 9 人法

図表 1	贈与税の速算表	(相続時精算課税制度を適用しない場合)

図表 1 贈与税の速算表(相続時精算課税制度を適用しない場合)				
基礎控除後の	一般		特例税率	
課税価格	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	0円	10%	0円
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円	15% 10//	
600 万円以下	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下	55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円 超	55%		55%	640 万円

高

=,0

0

○万円までの

控除

要の用の

安件の下で基礎控除の知りの贈与が行われた場合用不動産を取得するなの間で、居住用不動産

するため

理除(配)の金銭の金銭

のほのほ

ほ

上年おめ (2) 偶 であること等の一定の要件をいて、受贈者が贈与を受けた 0) 直度 者控除)が受けられます。 金銭 一系尊 住 宅取得等資金の 0) 属 贈 から 畑与を受けた のら住宅取得 が得等のた 非課 税 制

民

地

を例に仕訳をすると、

(税省略)

一方、

訳1のようになります

0 次

個人も「みなし譲

適用されます。

では、

それぞれ課税の

が

へなり

ります

てみます。

課税方も。
対産の受贈者に原則として一 表1参照) $\stackrel{-}{\sim}$ ら、 (1参照)。 母贈 歳以 や与祖税 0) 上年 例 父 が 工の子・ の母 税 か などの 率 か -があ 月一 ŋ 孫 ま めります(図がなどへの贈 日 せ 直 にお尊 ん ま 属 $\epsilon \sqrt{}$ 7 か

です。 相続時精 算課税制 度 は、 で贈与 で二、贈与 、なっ 0)

1 (2) 婚度 配偶者から主な特例制 贈 与 0 特 例 制

姻

期

が

居間

不動年

産以

又上

のはの

の度 (1)法 入へ

法人税がかかります。また、地八○○万円までの所得金額には八 以 下 の 法 人 の 場 合、 年円 以 下 の 法 人 の場 合、 年 一〇・三%かかります(事業税、方法人税が基準法人税額に対し 受けたとして、 税の課税 人 は、 の 対象とされま 時 「価で財 与 受贈益 産 0 贈 す 0 世は法 与を

③ 与 満 税が たし 贈 教 与非 育 非 7 課 61 課税制 結 税 n たとされ 婚 ば、 子育て 度 ます 定 額 資 ま 金 で 贈

☆○○万円、 :非課税とされます。正は三〇〇万円が限度 一、〇〇〇万円 が L系尊属、 教 孙育資金. 金融機 から一 結婚・子 教 などの贈与を受け 関との契 育 まで 定 資 度 年 金 入約に 育て資金 齢 (結婚資 贈与税 は 0) , o 基づ 子

人から

が金は五たき孫非は一〇明、が 直括

所得税が課税されます る土地のように含みが 産を法人に贈与すると、 税金がかかることにな み益がないのでみなし 、税は適用され、 渡はすに財いめ所費な渡所、。も産る、得等し、 不所 他動得含な税を 一率 野産をお、がは、土地の 所 な なります。 個 とは 人 在や が 区 譲 分 渡 所を Ĺ 有売 期 2 間た

関人す価

に方の

定

役は、知

側 売

法と

人な 0)

ま用個ま得

産

価

でも に

らったことに

人

税

が

か

か

ŋ

方、

産

屋を受贈

した法

人は、

記

受時

れ従

ば業

次員

のや

員

等

雇と

よう

(仕訳1) 借方

(具 依 具

そ却的

0)

税引財しは

い産収

た人の人が産

にかっ時

3

法

人

か

時が産

価あを

貸方

(土 地)×××/(受贈益)×××

(仕訳2)

貸方

ま

ず)。

(2)りす所五が

途

得年所

別税以得

興%一五

所民譲住

得税渡民

税九所税

が % 得

か

短%

五

%

途○下の

別住期

借方 (寄附金)×××/(土 地)×××

/ (売却益) × × ×

社会

に社

贈

当す 式等

す社金人 のがと るだけいるに同じため、財 も贈 で族 与 産 は会社型 会社型 税 が 双渡 か か同族にた

み贈た族 がかかから たさものたれから たさされかかかかかかかかかかかかかかかから まら相株 ず。 贈与 re ・ る 金額 を ・ も も した 場合 い が は

たをが場合、 の主加 ŧ 会税個 とはし同

かでが なせ時社ら す

か税産税か場役賞

一です。

ら合員与

寄与

1 賞

を附

かるかかる

5 りっ

にまた会も金

か

図表 2 贈与形式による課税関係

ŋ

と方す

差右

全額が()

売は、

益時

り取

価

と

人財えで

をれ動

ずる

務 6

Ĭ,

前経

提済

考性

的

合

理

たとして

います。

L

た

がっ

て、

額貸で仕税産ら行法

小すと、

仕

訳

2

0)

ح

お

おがかれて

示か価い

で譲

渡し す。

たとして

贈与形式	課税関係		
畑 サルバ	贈与者	受贈者	
①個人から個人	課税なし	贈与税がかかる (基礎控除・特例あり)	
②個人から法人	みなし譲渡所得課税 (時価で譲渡とみなす)	法人税がかかる (資産計上・受贈益)	
③法人から個人	法人税がかかる	所得税がかかる (給与又は一時所得)	
④法人から法人	法人税がかかる	法人税がかかる (資産計上・受贈益)	

たとし 時し用 て、係 金 分 一所 同 産 法 の右時得 係の . 様に て法 を贈 に一に ことし 人 0) 雇が場 所 に算入されます。一に相当する金額がいのように算定され、こ つから 用あ合 得 伝人税がかい場合した法・ 関れ に て処 係ば法が一人 該 **処理します。** 「給与所得」 「給与所得」 当 「する場 か価 人 りま で 譲 ず。 総所の合 13

-時所得の計算方法

ること

一時所得の金額

と雇

- =総収入金額-その収入を得るた めに支出した金額(※) -特別 控除額(最高50万円)
- ※ その収入を生じた行為をするた め、又は、その収入を生じた原因 の発生に伴い、直接要した金額に 限ります。

贈与形式	課税関係			
畑 サルバ	贈与者	受贈者		
①個人から個人	課税なし	贈与税がかかる (基礎控除・特例あり)		
②個人から法人	みなし譲渡所得課税 (時価で譲渡とみなす)	法人税がかかる (資産計上・受贈益)		
③法人から個人	法人税がかかる	所得税がかかる (給与又は一時所得)		
④法人から法人	法人税がかかる	法人税がかかる (資産計上・受贈益)		

3 ---- 10 月号

<当事務所の業務内容>

- (1) 会計システムのサポート(システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導) 1. 会
 - 財務・金融面の指導(資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
- 2. 税 (1) 税務代理、税務申告書の作成、税務相談
 - (2) タックスプランニング、相続、贈与、事業承継設計
- 3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
- 4. 経営支援 (1) 会社設立、各種規程(就業規則等)の作成
 - (2) 管理会計指導 (継続 MAS)
- 5. 提携先 弁護士(峰岸)、司法書士(森崎)、社会保険労務士(戸田)、土地家屋調査士(片岡)、 不動産鑑定士(鎌倉・岸田)、不動産会社、建設会社、保険会社は多数あり。



資格者 税理士5名 (顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、 税理士科目合格者5名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士 6名、生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名

あ

る

も

の

各支給

時

期

に

お

ととし せ 与を米ド た毎月の が、 て \mathcal{O} 変 ま ル 7

金算 か 定期 入できます 当社は米 役員に対 定期同 支給額 動 毎月 建て す。 に (その この 定期 額給 l か。 は ょ で支給するこ 国 かり、 万米ド て 同 質額となる 0 間ごとで 支給時期 支給する 与とし 円換算 役 ル \mathcal{O} 1)

が

とは、 定期同 定期! 月 てが は ることと 支給 給 \mathcal{O} 必要です よい 同 給与を必 同額 って、 ま 与 額 支給額 額給 せ を であることまで求め 額 支給 ん。 が同 ご質問 米ド が、 写に 毎 を円換算した金 額 月 ここで ル 該当するため 該当することと 7 であること 建 の その てで支給 場 ます 合は、 いう同 いとおり 0 5 で、 が

す

電話加入権の評価の改正

社会経済の実態等を踏まえ、電話加入権 の評価について通達改正がされました。

改正前は、①取引相場のある電話加入権 については、課税時期における通常の取引 価額に相当する金額、②①以外は、売買実 例価額等を基として、電話取扱局ごとに国 税局長の定める標準価額(全国一律1.500 円)により評価することとされていました。

また、特殊番号(100番のような呼称し やすい番号や42番のような誰もが嫌がる 番号)については、上記①、②により評価 した価額を基とし、売買実例価額、精通者 意見価格等を参酌して、適宜増減した価額 によって評価することとされていました。

令和3年1月1日以後に相続等により取 得した電話加入権については、売買実例価 額、精通者意見価格等を参酌して評価する こととし、特殊番号の評価については削除 されました。また、電話加入権を一括評価 する家庭用動産等に含めて申告することも 差し支えないとされています。